

Japanese Business Network
Global Network for Japanese Practices

IFRS for small and medium-sized entities
英国会計基準の動向と日系子会社に与える影響

The future for UK GAAP and implication for
Japanese subsidiaries

Autumn 2009

The future for UK GAAP and implication for Japanese subsidiaries

Introduction and Background

Following the recent interim report by Business Accounting Council in Japanese FSA, adoption of IFRS has become a hot topic for all Japanese companies. The Council is to determine in 2012 whether or not IFRS application will become mandatory, and (if it is) it is expected that it will be followed by a 3-year preparation period prior to adoption in either in 2015 or 2016. In the meantime, the Council also allows early adoption from March.

Meanwhile in the UK, following the release of IFRS for SMEs by IASB, it is expected that existing UK GAAP will be replaced by the IFRS for SMEs and be applied to all companies which are not publicly accountable (except for very small companies) as early as 2012. As a result, most Japanese subsidiary companies in the UK will be required to adopt the new standard.

This means that Japanese subsidiaries in the UK have to adopt IFRS prior to their parent companies. UK management in Japanese companies will need to face this new challenge but, at the same time, will be able to take this opportunity to contribute to Group and the parent company – for example by using the UK subsidiary as a pilot for the Global IFRS project.

序と背景

金融庁企業会計審議会の中間報告を受け、我が国においても国際財務報告基準(IFRS)適用が現実のものとなろうとしています。中間報告では、2012年を目途に強制適用の是非を判断し、(適用となった場合に)3年間の準備期間において2015年又は2016年からの適用開始を想定してしています。同時にIFRSの国際的な広まりを踏まえ2010年3月期から早期適用を認めています。

一方、英国においては、国際会計基準審議会(IASB)が2009年7月に公表した中小企業向けIFRS(IFRS for SMEs)を受け、上場企業・小規模企業を除く全企業に対して、早ければ2012年にも現行の英国会計基準に代えて同基準を全面的に適用する可能性があります。この結果、在英日系企業はほぼすべてが対象となると思われます。

このことは、在英日系企業は、親会社のタイムテーブルより前倒しでIFRS対応が必要となることを意味するものです。在英日系企業のマネジメントにとっては大きな課題となりますが、同時に、英国子会社をIFRS適用プロジェクトにおけるパイロット拠点とするなど、グループ全体に貢献する機会ともなりうると思われれます。

Our UK-based Japanese network is able to help companies address these challenges. For further information, please contact your usual PwC team or:

Johji Sato
Tel: +44 (0) 207 213 5407
johji.sato@uk.pwc.com

Andrew Duxbury
Tel: +44 (0) 1895 522 182
andrew.duxbury@uk.pwc.com

Ryo Fujimoto
Tel: +44 (0) 1895 522 511
ryo.r.fujimoto@uk.pwc.com

中小企業向け IFRS

今月、英国会計基準審議会 (ASB) が、今後の英国GAAPに関する諮問文書を発表したことにより、英国の会計基準の方向性が一段と明確になりました。プライスウォーターハウスクーパースでは当提案を検討し、英国企業にとってこれがどういう意味を持つのか、についての考察をまとめました。

ASBは長年にわたり難問を抱えてきました。英国GAAPの中に様々な国際会計基準 (IFRS) を取り込んできたため、英国GAAPは従来の英国基準と新しい国際会計基準との合作の感を呈してきました。IFRSに新しい基準を取り入れれば取り入れるほど英国GAAPは複雑になり、上場企業の子会社を始めとしたその対象となるプライベート・カンパニーにはますます不適當になってきました。IFRS (full IFRS – 「完全版IFRS」と呼ばれています) は、グローバルな資本市場からの要請を念頭に開発されてきたため、社会的責任が小さい企業にとってはますます妥当性に欠けるものとなってきました。これを認識した上で、IASBは社会的責任の小さい企業向けに、新たな簡略版である「中小企業向けIFRS」を開発しました。

ASBは、中小企業向けIFRSが英国GAAPに取って代わる基準として適正である、との認識を持っています。ASBは英国の会計制度が3段階の報告体制をとるよう提案しており、この体制とは以下の3段階から構成されます。

Tier	対象企業	適用会計基準
Tier 1	上場企業およびその他社会的責任の重い企業	EUが承認した完全版IFRS
Tier 2	その他すべての企業	中小企業向けIFRS に準拠した英国GAAP
Tier 3	小規模企業 (会社法の定義による)	ASBによる小規模企業のための財務報告基準 (FRSSE)

この3段階の体制下では、IASBの中小企業向けIFRSが新たな英国GAAPとなり、一定の規模を超える社会的責任の小さいすべての企業に適用されることとなります。

諮問期間中に数多くの重要問題を検討する必要があり、この検討項目の中には以下のようなものがあります。

- 各3段階のそれぞれの定義は何か、またどこに境界線を引くか – 特に「社会的責任」をどこまで厳格に定義づけるか？この中にすべての金融セクターの企業を含めるか、あるいは一部のみにするか？
- 新たな会計枠組みの適用日程および手続きをどのように行うか？ 今月発表された提案は諮問文書という形で提出されている。これに引き続き、おそらく2010年には 公開草案が発表され、最終的な基準は2011年になるものと予想される。新たな基準の適用は2012年になると推測されるが、これはまだ今後確認する必要がある。
- ASBはIASBの中小企業向けIFRSに修正を加えず、そのままの形で適用すべきか？
- 新たな提案と英国会社法との関連はどうか？ 政府は会社法を変更する必要性に迫られるか？
- 新たな提案とEUの会計指令との関連はどうか？ これら二つの間に大きな矛盾点がないか？ EUは完全版IFRSの場合と同様に、中小企業向けIFRSの承認を検討する必要があるか？
- 上場企業グループの子会社のように、社会的責任の重い企業の子会社の場合には、どのように当提案を適用するのか？ 英国には上場企業の子会社が何万社も存在する。ASB がこれら提案を導入する際に、利益、資産、負債の測定基準には完全版IFRSの適用 (つまり親会社と同じアプローチをとることにより連結を容易に行えるようにすること) ができ、それと同時に開示情報は中小企業向け基準に従って少なく、不必要な開示情報を何ページにもわたって作成する必要がなければ、これら子会社にとって大きな恩恵をもたらすものとなるであろう。

The future for UK GAAP and implication for Japanese subsidiaries

企業へ与える影響

2005年にIFRSが導入された時と同様に、企業が検討すべき主要な問題の中に、税務および分配可能利益への影響があります。しかしながら、多くの企業(プライベート・カンパニーおよびグループのほとんど)は、中小企業向けIFRSに準拠した新たな英国GAAPをただ単に適用すると考えられます。このような企業は移行する際に、大幅な会計上の調整を行うことが必要になります。これらの企業の経営者と利害関係者は、財務諸表の新たな測定原則を理解し、以前とは異なった法定財務諸表の表示および特徴に慣れる必要があります。

これらの企業のために、現行の英国GAAPと新しい中小企業向けIFRSのアプローチとの主要な相違点を下記にまとめました。

しかし、選択の余地もあります。これに代わる方法としては完全版IFRSを採用することです。これは特に明らかではありませんが、下記に該当する場合には、特に検討の価値があります。

- 完全版IFRSに沿って会計報告書を作成するグループの子会社(上場企業等)。ASBは会計測定に対しては完全版IFRSを採用し、開示情報には中小企業向けを採用するという組み合わせを容認しないことも考えられます。その場合、グループ全体の報告書と統一させるために、子会社も完全版IFRSを採用し、二重の作業を避けることも考えられます。
- 特定の取扱いあるいは選択の継続を希望する企業。中小企業向けIFRSの簡素化は全般的に恩恵をもたらしますが、企業が希望する可能性のある特定の取扱いを対象から除外しています。これには、借入費用や開発費用の資産化および営業権の減損テストによるアプローチ等があります。

非営利団体への影響

英国の非営利団体に適用される会計制度の今後の動向に関しては、膨大な量の諮問文書がこれを取り扱っています。

検討を行う好機

英国GAAPから中小企業向けIFRSへの移行に関するASBの諮問文書が、各企業の財務諸表にどのように影響を与えるかを検討する上で、この発表が良い機会となります。ASBの諮問手続きは2010年2月1日に終了します。

中小企業向け IFRS

現行英国GAAPと中小企業向けIFRSとの相違点

下記は現行の英国GAAPと中小企業向けIFRSに準拠して今後予想される英国GAAPとの間に生じる認識と測定に関する大きな相違点—従って移行調整が必要となる可能性が高い—の概略を対比した表です。

現行英国GAAP	中小企業向けIFRSに準拠した新たな英国GAAP
有形固定資産	
取得原価または評価額のそれぞれから累積減価償却費および減損損失を差し引く	取得原価から累積減価償却費および減損損失を差し引く。再評価の選択はない。
営業権(のれん)	
耐用年数にわたって資産化し、減耗償却するが、耐用年数が永久的となる可能性がある。20年未満を基準としているが、正当な理由があれば逸脱可能。	営業権は減耗償却。耐用年数に期限があるとしているが、耐用年数が信頼性を持って測定できない場合には、自動的に10年間と定められる。
無形資産	
無形資産を認識する前に、原則として容易に確証できる市場価格がなければならない—実務上はほとんど不可能に近い。無形資産は場合により、永久的となることもある	無形資産は確認可能で、社内で創出されたものでなく、費用および公正価値の測定が信頼のおけるものである場合に認識される。 無形資産はすべて減耗償却
開発費用	
一定の基準を満たした開発費用は資産化するか、または費用として認識するかを選択が与えられている。	すべての開発費は費用として認識する。
借入費用	
有形固定資産の取得に直接帰属するファイナンス費用を資産化するか、またはそのようなファイナンス・コストを損益計算書上で即時計上するかを選択が与えられている。	このようなファイナンス費用はすべて費用として認識しなければならない。
連結、買収、合併	
たとえ支配権がない場合でも、一社が他社を支配している場合に連結。 買収あるいは合併会計が適用された際の状況による	一社が他社の支配権を有している場合に連結 すべての買収にはパーチェス法が適用(買収会計とは多少異なる)。合併会計は認められない。
合併事業および関連会社会計	
持分法適用(合併事業にはグロス 持分法 の適用)	(1) コストモデル(2) 持分法(3) 損益計算書上の公正価値、のどれかを選択

The future for UK GAAP and implication for Japanese subsidiaries

現行英国GAAP	中小企業向けIFRSに準拠した新たな英国GAAP
繰延税金	
繰延税金の計算には「期間差異」によるアプローチを採用。期間差異は、損益計算書上の税額と税務申告書上の税額とを比較して算出する。割引は認められている。	概念的差異: 中小企業向けIFRSでは、繰延税金の計算に「一時的差異」のアプローチを採用(ただし、完全版IFRSのアプローチとは異なる)。一時的差異は貸借対照表上の資産と負債の帳簿価額と、その税務ベースとを比較して算出される。割引は認められない。
従業員福利	
退職給付のみ対象。確定給付制度に対しては、予測単位積立方式が強制適用。 保険数理上の損益は、損益計算書外で認識される。	一段と広範囲にわたり、すべての従業員給付が対象。確定給付年金制度に関しては、過度の費用または作業なしで情報が入手できることを前提として、予測単位積立方式が強制適用される。過度の費用または作業なしでそのような情報が入手できないような稀な状況の場合には、従業員の勤続期間における将来の昇給幅、継続勤務予想、あるいは死亡確率の影響を除外した年金債務の測定方法を定めた条項が導入される可能性あり。 保険数理上の損益は、損益計算書あるいは「その他の包括利益」(IFRSの中でSTRGLに該当)のどちらか一方で即時認識する選択が与えられる。
金融商品	
企業がFRS 第26号、「認識と測定」(IAS の第39号「金融商品: 認識と測定」に該当する英国GAAPの項目)を採用しているかどうかによる。ほとんどの企業にとり、費用が最も重要な測定基準である。	中小企業向けIFRSの中で金融商品に対する会計が、完全版IFRSの認識、測定原則に依拠している唯一の章となっている。これにより、企業が中小企業向けIFRSで定められた規定を採用するか、またはIAS 第32号の「金融商品: 表示」の表示、認識、測定要件、およびIAS第39号、IFRS 第7号「金融商品の開示」で要請されている開示を行うかの選択ができる。中小企業向けIFRSの規定には二つのカテゴリーがある。「基本金融商品」(現金、売掛金および「プレーン・バニラ・ローン」等)は取得原価法を適用。「複雑な金融商品」(外国為替先渡し契約、金利スワップ等)は、公正価値で計上。
収益	
ガイダンスは少ない。	より詳細なガイダンスではあるが、ほとんどの企業にとって大幅な相違が生じる可能性は少ない。
キャッシュ・フロー計算書	
キャッシュ・フロー計算書が必要。ただし90%以上+子会社の場合等、特定の免除あり。 現金の入出金の流れの表示	すべての企業にキャッシュ・フロー計算書の提示が強制的。 現金および現金等価物の流れの表示

中小企業向け IFRS

PwC発行その他関連資料

プライスウォーターハウスクーパースは新たな要請の企業への影響を理解する上で役に立つ資料を数多く用意しております。

中小企業向けIFRS – 2009年度ポケットガイド

IASBの中小企業向けIFRSで使用されている用語の定義および認識、測定の要件に関する簡略ガイド

類似点および相違点 – 「完全版IFRS」と「中小企業向けIFRS」との比較

中小企業向けIFRSと「完全版IFRS」の要件とを比較した60ページにわたる出版物。この中には企業の報告機能以外にも影響を及ぼす主要な相違点の要約が含まれます。

中小企業向けIFRS – 2009年度連結財務諸表例示

中小企業向けIFRSを基準に作成した連結財務諸表の例示セット

ここでは当基準の適用を初めて行う企業を例に挙げています。

これらの資料はPwCの御社の担当者あるいはオーダーライン www.cch.co.uk/ifrsbooks で入手できます。

pwc.com.uk

This publication has been prepared as a guide only. In the interests of brevity and clarity, detailed information may be omitted which may be directly relevant to an individual's or an organisation's circumstances. Professional advice should always be taken before acting on any information contained in this publication. Re-publication and dissemination (other than brief quotations with appropriate attribution) is expressly prohibited without prior written consent.

© 2009 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) or, as the context requires, other member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity